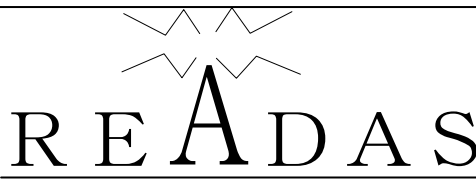


第 3922 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 1月22日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 雑所得

Q：事業所得と雑所得の大きな違いは事業所得の赤字は損益通算できるけど雑所得に係る赤字は損益通算できないと聞きました。雑所得になるものにはどのようなものがあるのですか？

A：次のようなものが挙げられています。

【解説】

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいいますが、次のようなものは雑所得に該当するとされています。

- ① 公的年金等
- ② 生命保険契約等に基づく年金及び損害保険契約等に基づく年金
- ③ 法人の役員等の勤務先預け金等の利子で利子所得とされないもの
- ④ 法人の株主等がその法人から受ける経済的利益で配当所得とされないもの
- ⑤ 人格のない社団等の構成員がその人格のない社団等から受ける収益の分配金（清算分配金及び脱退により受ける持分の払戻金を除く）
- ⑥ 就職に伴う転居のための旅行の費用として支払いを受ける金銭等のうち、その旅行に通常必要であると認められる範囲を超えるもの
- ⑦ 役員又は使用人が自己の職務に関連して使用者の取引先等からの贈与により取得する金品
- ⑧ 学校債、組合債等の利子
- ⑨ 国税又は地方税の還付加算金
- ⑩ 公社債の償還差益又は発行差金など

